

第7章 環境影響評価の項目

7.1 選定した項目及びその理由

環境影響評価を行う項目は、図 7.1.1 に示すとおり、対象事業の事業計画案の内容から環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより、表 7.1.1 に示すとおり選定した。

選定した項目は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の 13 項目である。

選定した理由は、表 7.1.2(1)、(2)に示すとおりである。

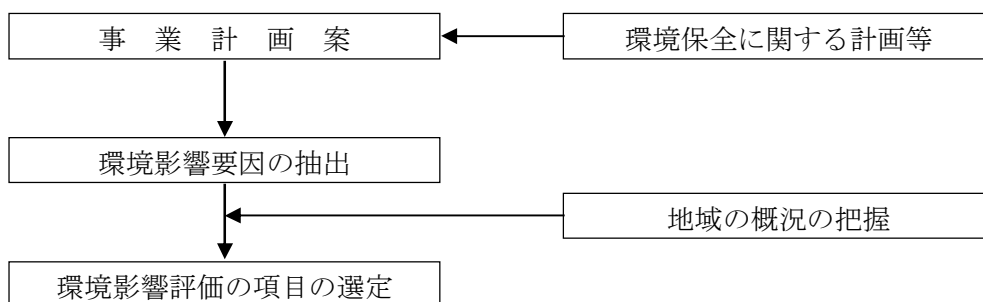


図 7.1.1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7.1.1 環境影響要因と環境影響評価との関連性

環境影響評価の項目	予測する事項	区分				工事の施行中		工事の完了後	
		環境影響要因	建設の建設	建設機械の稼働	工事用車両の走行	水底の掘削	施設が存在	自動車の走行	
大気汚染	建設機械の稼働に伴う一般粉じんの降下する量		○						
	工事用車両の走行に伴う一般粉じんの降下する量			○					
	自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（一次生成物質）の大気中における濃度							○	
悪臭	—								
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動レベル		○						
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル			○					
	自動車の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル							○	
	自動車の走行に伴う橋梁構造物からの低周波音圧レベル							○	
水質汚濁	施設の建設に伴う水の濁り（SS）の濃度	○							
	水底の掘削に伴う水の濁り（SS）の濃度					○			
	水底の掘削に伴う水の汚れ（pH）の状態					○			
土壌汚染	工事の施行に伴う土壌汚染の新たな土地への拡散の可能性の有無	○							
地盤	地下構造部の掘削工事及び地下構造物の存在に伴う地盤の変形の範囲及びその程度	○						○	
	地下構造部の掘削工事及び地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及びその程度	○						○	
地形・地質	—								
水循環	地下構造部の掘削工事及び地下構造物の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度、流動阻害の変化の程度	○						○	
生物・生態系	工事の施行及び計画道路の存在に伴う植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	○						○	
	工事の施行及び計画道路の存在に伴う動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	○	○					○	
	工事の施行及び計画道路の存在に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度	○						○	
	工事の施行及び計画道路の存在に伴う生息(育)環境の変化の内容及びその程度	○						○	
	計画道路の存在に伴う緑の量の変化の内容及びその程度							○	
	工事の施行及び計画道路の存在に伴う陸水域生態系の変化の内容及びその程度	○						○	
日影	橋梁構造物の存在に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度							○	
電波障害	橋梁構造物の存在に伴うテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害の程度							○	
風環境	—								
景観	計画道路の存在に伴う地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度							○	
史跡・文化財	工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	○							
自然との触れ合い活動の場	工事の施行及び計画道路の存在に伴う自然との触れ合い活動の場の改変の程度、機能の変化の程度	○						○	
廃棄物	工事の施行に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量、再資源化量及び処理・処分方法	○							
温室効果ガス	—								

表 7.1.2(1) 選定した項目及びその理由

項 目	理 由
大気汚染	<p>【工事の施行中】 計画道路周辺には、住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する一般粉じんにより、大気質への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。</p> <p>なお、環境基準が設定されている物質のうち、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質については、計画道路周辺における現況濃度は環境基準を大幅に下回っており、本事業の実施により現在の大気質の状況を悪化させる可能性は低いものと考えられることから、予測の対象とはしない。浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、計画道路周辺における現況濃度は環境基準を下回っていると同時に、工事の進捗に伴い施工箇所が移動するため、一定区間に対して長期間にわたり工事による影響が及ぶ可能性は低いものと考えられること、また、排出ガス対策型建設機械を採用する計画であることから、予測の対象とはしない。光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、発生源からの排出の状況が明確になっておらず、予測方法も確立されていないことから、予測の対象とはしない。</p> <p>【工事の完了後】 計画道路周辺には、住居等の保全対象が存在し、自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素、浮遊粒子状物質により、大気質への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。</p> <p>なお、その他の環境基準が設定されている物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、有害大気汚染物質）については、工事の施行中と同様の理由により、予測の対象とはしない。</p>
騒音・振動	<p>【工事の施行中】 計画道路周辺には、住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動により影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。</p> <p>【工事の完了後】 計画道路周辺には、住居等の保全対象が存在し、自動車の走行に伴う道路交通の騒音・振動、橋梁構造物からの低周波音により影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。</p>
水質汚濁	<p>【工事の施行中】 計画道路の一部区間については、用水路及び浅川を渡河する計画であり、施設の建設に伴う水の濁り（SS）、水底の掘削に伴う水の濁り（SS）及び水底の掘削と併せて実施するコンクリート工事に伴う水の汚れ（pH）により、水質への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。</p> <p>なお、人の健康の保護に関する環境基準の項目については、対象事業の実施に伴う有害物質の発生はないこと、計画道路周辺の水質の状況が環境基準を達成していることから、予測の対象とはしない。また、既存資料によると、浅川における底質の有害物質は環境基準等を下回っていることから、底質中の有害物質については予測の対象とはしない。</p>
土壌汚染	<p>【工事の施行中】 計画道路内には、現状で「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域は存在しないものの、計画道路のうち一部の区間については、土地利用の履歴等から土壌汚染のおそれがないものと判断できないことから、環境影響評価項目として選定する。</p> <p>なお、工事の完了後は、土壌汚染の発生が問題となる要因はなく、土壌汚染を発生させる施設も建設しないことから、予測の対象とはしない。</p>
地 盤	<p>【工事の施行中・完了後】 計画道路のうち一部の区間については、道路構造を地下構造とする計画であり、工事の施行中における地下構造部の掘削工事及び工事の完了後における地下構造物の存在により、地盤への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。</p>
水循環	<p>【工事の施行中・完了後】 計画道路のうち一部の区間については、道路構造を地下構造とする計画であり、工事の施行中における地下構造部の掘削工事及び工事の完了後における地下構造物の存在により、水循環（地下水）への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。</p>

表 7.1.2(2) 選定した項目及びその理由

項目	理由
生物・生態系	【工事の施行中・完了後】 計画道路周辺には、緑地や公園、浅川沿いの草本群落等が分布し、これらの環境に生息・生育する動植物が存在する。工事の施行及び工事の完了後における計画道路の存在により、生物・生態系への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。
日影	【工事の完了後】 計画道路のうち一部の区間については、道路構造を橋梁構造とする計画であり、橋梁構造物の存在に伴う日影により影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。
電波障害	【工事の完了後】 計画道路のうち一部の区間については、道路構造を橋梁構造とする計画であり、橋梁構造物の存在により、テレビ電波の遮蔽障害及び反射障害が生じることが考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
景観	【工事の完了後】 計画道路周辺には、代表的な眺望地点等が存在しており、計画道路の存在により、景観への影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。
史跡・文化財	【工事の施行中】 計画道路周辺には、埋蔵文化財包蔵地が確認されており、工事の施行により、埋蔵文化財包蔵地への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。
自然との触れ合い活動の場	【工事の施行中・完了後】 計画道路周辺には、主要な自然との触れ合い活動の場が存在し、工事の施行及び工事の完了後における計画道路の存在により、自然との触れ合い活動の場への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。
廃棄物	【工事の施行中】 工事の施行に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土は、現場内での再利用が考えられる一方、実施区域外に搬出し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定する。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、悪臭、地形・地質、風環境、温室効果ガスの4項目である。

選定しなかった理由は、表 7.2.1 に示すとおりである。

表 7.2.1 選定しなかった項目及びその理由

項目	理由
悪臭	本事業に係る工事は、一般的な道路工事であり、工事の施行中において、日常的に影響を及ぼすような悪臭の発生は想定されない。 また、工事の完了後も悪臭の発生源となる施設の設置は計画していないことから、環境影響評価項目として選定しない。
地形・地質	計画道路周辺に特異な地形・地質は確認されておらず、本事業の実施により大規模な法面、斜面等の改変は計画されていないことから、環境影響評価項目として選定しない。
風環境	本事業では、高さ40～50m程度以上の大規模施設の設置計画がないほか、橋梁構造部においては桁下空間を確保する計画であり、著しい風環境への影響が想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。
温室効果ガス	「東京都環境影響評価技術指針（付解説） 東京都環境影響評価事後調査基準」（平成26年1月、東京都）では、道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素等については、環境影響評価の対象外とされている。また、このほかに本事業の実施に伴う著しい温室効果ガスを発生させる要因は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。 工事の施行中については、使用する建設機械は、可能な限り低炭素型建設機械を使用する計画であり、著しい温室効果ガスの発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。